

## 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

東大和市下水道条例（昭和55年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「置かなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、東京都の区域内における他の事業所について兼任することを妨げない。

第5条の3第1項第2号中「専任の」を「事業所ごとに」に、「事業所に1人以上置いていること」を「選任していること」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。